

2019年1月25日

逗子市

逗子市指定ごみ袋の紛失事故について

●事故概要

2018年12月19日に配送業者が指定納品先へ納品した際、数量が不足（5リットルの指定ごみ袋4箱：1200枚分）していることから、配送中に指定ごみ袋を紛失したことが発覚したものです。指定ごみ袋作製業者から本市へは2019年1月8日に事故の報告がなされました。

●事故経過

（1箱＝30パック＝300枚入り）

- 12月19日 11時30分頃 数量を確認し、配送業者の支店（埼玉県越谷市）を出発。
午後、逗子市指定納品先（逗子市商工会）へ到着。荷下ろしの際、5リットルの指定ごみ袋が4箱不足していることが判明。
配送業者から指定ごみ袋作製業者へ製品不足の連絡。
配送業者の支店には積み残しはないことを確認。
配送業者が配送ルート上を検索、日本道路公団に問合せ。
- 12月20日 日本道路公団首都管理事務所より、湾岸線西本牧ふ頭付近で39パック（390枚）分を発見し保管している旨の連絡が配送業者に入る。
- 12月21日 配送業者が当該保管品を日本道路公団より引き取り、指定ごみ袋作製業者へ返送。
- 12月25日 指定ごみ袋作製業者において返送された製品を確認。
- 1月8日 指定ごみ袋作製業者から逗子市に対し、事故の報告がなされる。
- 1月10日 指定ごみ袋作製業者が警察署に遺失届を提出。
- 1月22日 指定ごみ袋作製業者から逗子市に対し、顛末書が提出される。

現在のところ、81パック（810枚）は未回収です。

●事故原因

配送業者が製品を荷台に積み込む際に、荷台にベニヤ板を立てかける等の養生を怠ったため、走行中にトラック荷台のあおり部分と幌の隙間から製品が落下したと推察されます。

●今後の対処方針

指定ごみ袋による家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化・資源化だけでなく、ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る目的で導入されたものです。この度の事故は、ごみ処理手数料の

徴収や受益者負担の公平性を損なう事態につながる重大な事故と認識し、配送業者の落下防止策の実施を確実に行わせ、再発防止を徹底するとともに、指定ごみ袋の取扱いに関係する他の受託業者においても、厳正な管理がなされるよう市として指導・管理を徹底します。

本件に関するお問い合わせ先：

環境都市部資源循環課

課長 中村 純一

係長 城田 桃子

電話：046-872-8126